令和５年度事業報告

（令和５年４月１日～令和６年３月 31 日）

令和 5 年の我が国を巡る国際情勢は、収束の兆しの見えないウクライナ戦争、ハマスとイスラエルの軍事衝突など中東情勢の緊迫化、アルプス処理水をめぐる中国の水産物輸入規制などますます不安定化しました。

国内経済については、5 月に新型コロナ感染症が感染症法上の 5 類に移行し行動制限等も解かれ、3 年に亘ったコロナ禍からの正常化に向けて大きく前進しました。訪日外国人観光客も 10 月には感染症拡大前の水準を越えるなどインバウンド需要は堅調に回復し、2 月には株価も 34 年ぶりに最高値を更新するなど我が国経済の回復に向けた明るい変化が見られました。このような中、国際穀物相場、原油価格などは一昨年の高騰時からは落ち着きを見せたとはいえ、急速な円安の進行もあってコストアップ要因となり、賃金引上げの動きも背景に国内物価の上昇も引き続き進んでおります。

食品関連分野においては、非対面・非接触を志向する消費者行動の進展、国内物流における人員不足の深刻化等に対応し、製造分野における冷凍食品事業や加工・パッケージ事業の強化・拡大、卸売分野における情報共有アプリや物流効率化アプリ、小売分野における EC プラットフォームや非接触セルフレジの導入等の多彩な取組みが定着してきました。

特に本年 4 月からトラックドライバーの時間外労働に上限規制が適用されるいわゆる「物流 2024 年問題」に対応し、パレット流通の本格的実施、市場内外での温度管理の高度化、AI（人工知能）の活用も含めた取引の DX 化、電子化等による事務手続きの省力化・迅速化など流通合理化が一層求められております。また、2030 年に 5 兆円という輸出目標の実現に向けた輸出支援、プラスチック資源循環や食品ロスの削減等は、引き続き食品関連事業者全体に関わる重要な課題と考えられます。

さらに、農林水産省において食料・農業・農村基本法について、食料安全保障の抜本的強化、環境と調和の取れた産業への転換、人口減少下における生産水準の維持等の三つの観点から見直しが行われ令和 6 年常会において関連法案とともに審議が行われております。この中で生産・加工・流通・小売から消費者までを含めた「食料システム」としての観点からサプライチェーンの重要性が位置付けられております。

以上のような環境下において、食品流通部門の各段階を通じた流通合理化等に寄与するため、下記の諸事業を重点的に実施しました。

記

Ⅰ　債務保証事業

次の事業等に必要な資金の借入に係る債務を保証する事業を実施した。

①食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等流通法」という。）に基づく認定食品等流通合理化事業

②中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業（認定食品流通円滑化事業）

③中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づき食品製造業者等が実施する承認経営革新事業又は認定経営力向上事業

④流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づき食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業

⑤地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に基づき食品製造業者等が行う承認地域経済牽引事業

⑥中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に基づき食品製造業者等が実施する認定農商工等連携事業

⑦米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）に基づき食品製造業者等が実施する認定生産製造連携事業

⑧地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づき認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業

⑨農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）に基づき認定輸出事業者が実施する認定輸出事業

⑩輸出促進法に基づき認定農林水産物・食品輸出促進団体が実施する輸出促進業務（運転資金に限る。）

Ⅱ　情報収集提供、調査研究及び相談援助等の事業

１．食品の流通に関する情報の収集提供及び調査研究

(1)　情報収集提供事業

ア　情報誌等を発行し、食品流通に関する情報を適時適切に提供した。

イ　食品流通分野の経営の近代化、合理化等に資するため、優良な経営を行っている食品流通事業者や個性的な取組を行っている食料品小売店・商店街等を表彰し、その業績を紹介する事業を実施した。

(2) 調査研究事業

ア　国からの補助を受けて、食品産業全体での地球温暖化防止・省エネルギー対策や食品ロスの削減等を促進するため、「省エネルギー・CO2 削減」、「廃棄物の削減・再利用」、「教育・普及」に顕著な実績を挙げている食品関連事業者等を表彰し、

その取組内容を広く周知する事業を実施した。

イ　国からの補助を受けて、日本産農林水産物・食品の輸出促進及び事業者の輸出意欲の喚起に向けて、日本産農林水産物・食品の輸出に関わる業務に携わる団体、企業等を広く発掘・表彰し、その取組内容を広く周知する事業を実施した。

ウ　生鮮取引電子化推進協議会及び食料品地域物流円滑化等推進協議会の事務局として、これら協議会の行う事業について必要な事務局機能を果たした。

２．食品流通関係事業者等に対する相談援助等

(1) 研修事業

ア　「匠の店」登録制度の管理・運営を行った。

イ　生鮮取引電子化推進協議会事務局として、「「物流 2024 年問題」への対応について 」と題したセミナー、「北九州青果株式会社（丸北物流拠点）」、「京都市中央卸売市場第一市場」の先進事例視察等を実施した。

ウ　食料品地域物流円滑化等推進協議会事務局として「物流を取り巻く現状と農林水産省の取組状況について」と題したセミナーを開催した。

(2) 相談援助事業

ア　食品等流通法に基づく認定計画に従って情報機器、物流システム等の導入を推進する食品等流通合理化緊急対策事業を実施した。

イ　農山漁村 6 次産業化対策事業について、過年度に採択された個別事業の実施状況に関する報告の徴収と指導などの管理を行った。

ウ　地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業について、過年度に採択された個別事業の実施状況の評価及び指導、収益納付された資金の管理等を行った。

エ　国からの補助を受けて、ポストコロナ下での卸売市場や食品卸団体等が取り組む非接触型業務運営やコロナ禍後の需要拡大に向けた取組を支援するポストコロナサプライチェーン緊急強化対策事業を実施した。

オ　国からの補助を受けて、卸売市場や食品流通団体等が取り組む生鮮食料品等の安定供給機能を確保するサプライチェーン強化実証、設備・機器等導入の取組を支援する生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化対策事業を実施した。

カ　国からの補助を受けて、喫緊の課題である「物流 2024 年問題」に対処し、産地、卸売市場、食品流通業者等による物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト等の取組、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器の導入を支援する物流生産性向上推進事業を実施した。

キ　輸出リスクに対応し融資を円滑化するため信用保証に係る保証料を支援する事業を実施した。

ク　輸出事業計画に基づき日本政策金融公庫から融資を受けた農林水産物・食品輸出基盤強化資金の金利負担を軽減する「海外サプライチェーン構築を図る認定輸出事

業者への金融支援事業」を実施した。

ケ　食品等流通法その他の法令に基づき機構が債務保証を行うことができることとされている事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行った。

コ　食品等の流通の合理化を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応じた。

Ⅲ　収益事業（出版事業）

食品流通業者等が業務上参考となる食品流通に関する統計調査資料集、卸売市場総覧などに係る資料整理を行った。